

一般社団法人西尾市スポーツ協会 ホームページデザイン等広告表現に関する基準

- 1 この基準は、一般社団法人西尾市スポーツ協会ホームページに民間事業者等のバナー広告（掲示のみの広告を含む）を掲載するにあたり、その広告の表現について一般社団法人西尾市スポーツ協会ホームページ広告掲載取扱要項に規定する事項のほか、無駄のない洗練されたデザインや有用性を保持した使いやすいホームページとなるよう、広告表現について必要な事項を定めるものとする。
- 2 次の表現を含んだバナー広告は、ユーザーの意思に反した動きをしたり、ユーザーに誤解を与えたりするおそれがあるため、禁止とする。
 - (1) 「閉じる」「いいえ」「キャンセル」「Enter」などのボタン
 - (2) アラートマーク
 - (3) ラジオボタン
 - (4) テキストボックス
 - (5) プルダウンメニュー
- 3 GIF アニメ及びFLASH を用いる表現は禁止する。
- 4 ユーザーが、スポーツ協会ホームページのコンテンツの一部であるかのように混同するような類似の色調及び字体を使用することは禁止とする。「スポーツ相談」「スポーツ教室」など
- 5 色調は、文字色と背景色のコントラスト（明度差）を十分にとり、背景に模様のある画像や写真などを使用する場合は、文字の周りを縁取りなどして、文字をよみやすくするように配慮しなければならない。
- 6 文字やイラスト等の解像度については、適切な処理をおこない、鮮明に見えるようにしなければならない。